

1 改定の理由

平成23年3月に策定した「墨田区地域福祉計画（第3次）」は平成23年度から令和2年度（平成32年度）までの計画であった。

地域の課題が多様化、複雑化する中、「地域福祉」の重要性を鑑み、第4次計画を策定する。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により策定作業を1年先送りし、令和4年度からの計画とする。

2 計画期間

5年

従前は10年間としていたが、今年度策定する高齢者・介護計画及び障害者の3計画が3年計画となっていることから、終期を合わせ5年とする。

年度	平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
墨田区基本計画	前期計画			改定	後期計画				
地域福祉計画	第3次計画（後期）				策定	第4次地域福祉計画			
高齢者福祉総合計画 ・介護保険事業計画	第7期計画		策定	第8期計画		策定			
障害者行動計画	第4期計画			第5期計画					
障害福祉計画	第5期計画			第6期計画					
障害児福祉計画	第1期計画			第2期計画					

3 社会福祉法改正

（1）平成30年4月1日施行の社会福祉法改正（社会福祉法第107条の規定に基づく「市区町村地域福祉計画」）

- ・努力義務化
- ・盛り込むべき事項を規定

地域住民に最も身近な行政主体である区が、地域福祉の主体である地域住民、関係機関等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について目標を設定し、計画的に整備していくこと内容とし、次の項目を盛り込むべき事項としている計画

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通して取り組む事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（別紙1のとおり）

（2）令和3年4月1日施行の社会福祉法改正（包括的な支援体制の整備：重層的支援体制整備事業）

- ・包括的な支援体制の整備（重層的支援体制整備事業）

○断らない相談支援（総合相談）

- ・属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能
- ・世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能
- ・継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能

○参加支援

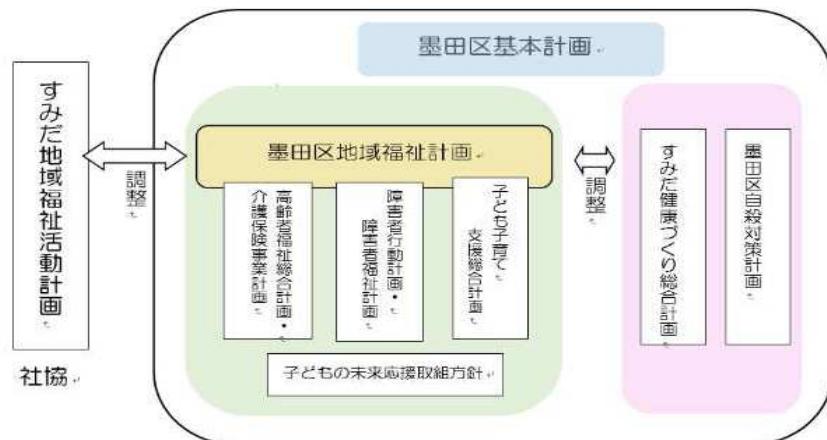
- ・本人のニーズと地域資源とのマッチング、本人・世帯の状態に寄り添って社会のつながりを回復する支援の実施

○地域づくりに向けた支援

- ・地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援

4 計画の性格と位置づけ

- (1) 墨田区基本構想及び墨田区基本計画との整合性を保ちつつ、区民、地域の関係団体・機関、区がそれぞれの役割を明確に認識し、互いに協力しながら地域福祉を推進するための基本指針を示す計画とする。
- (2) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野の共通的な事項を記載する、上位計画として位置づけられた。



5 改定を行う組織

計画の改定は、墨田区地域福祉計画推進協議会及び庁内組織により行う。

(1) 墨田区地域福祉計画推進協議会

墨田区地域福祉計画推進協議会に関する要綱に基づき、学識経験者、福祉・保健・医療関係の団体の代表者と行政機関の職員で構成される墨田区地域福祉計画推進協議会において、計画改定について検討する。

必要に応じて作業部会（委員[※]は別紙2のとおり）を設置する。

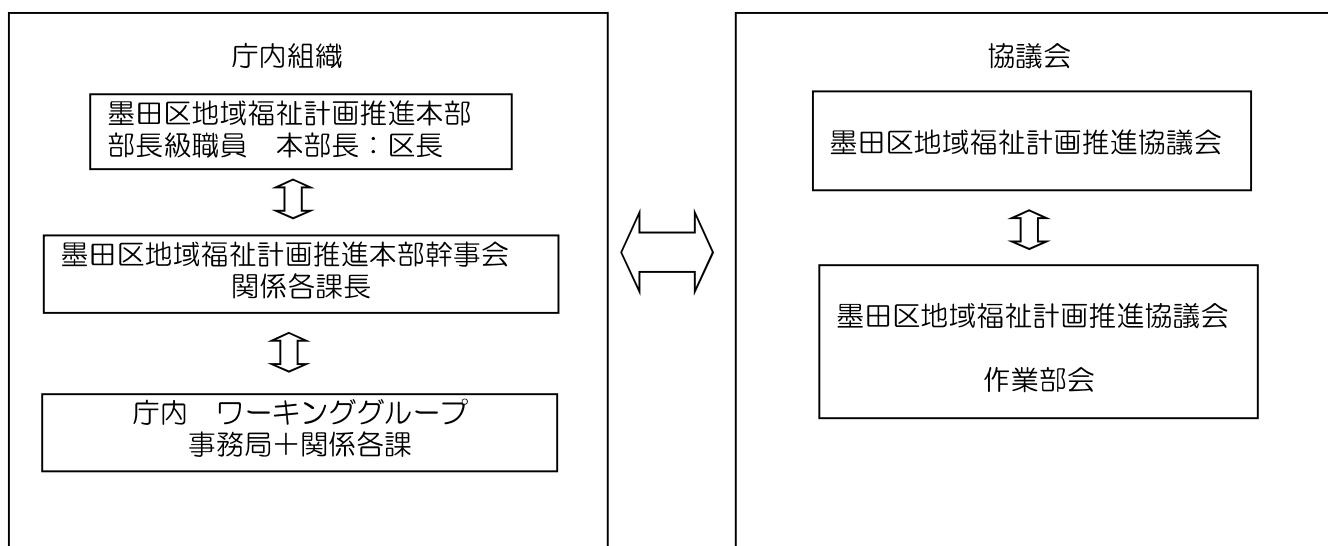
※協議会は全体会として、作業部会で検討した内容について承認をするという体制

(2) 墨田区地域福祉計画推進本部（庁内組織）

墨田区地域福祉計画推進本部設置要綱に基づき、庁内の部長級職員による推進本部及び課長級職員による幹事会を設置し、計画改定について検討する。

(3) 庁内ワーキンググループ

関係各課によるワーキンググループを立ち上げ、詳細を検討する。



6 策定方法

(1) 墨田区地域福祉計画推進協議会による検討

墨田区地域福祉計画推進協議会において協議・検討する。

(2) アンケート・ヒアリング等による調査分析

住民参加の観点から民生委員・児童委員、地域福祉関係団体、住民団体等に対しアンケート、ヒアリングを行い、前計画の評価、地域生活の実態を把握、分析し、課題を洗い出す。

高齢者、障害者、子ども関係については、各分野の計画策定時に調査した結果を引用する。

(3) パブリックコメントの実施

計画素案の段階でパブリックコメントの募集を行う。

【アンケート実施先（予定）】

墨田区内で地域福祉活動をする個人、団体【アンケート 355 件程度】

地域福祉計画推進協議会委員	18人
民生委員・児童委員	200人
ボランティア登録団体	47件
社会福祉法人十運営する区内施設等	54件
高齢者支援総合センター	8件
高齢者みまもり相談室	8件
区高齢者施設・障害者施設	3件
子育て支援総合センター・児童館	14件
墨田区社会福祉協議会	1件
保健センター	2件

※ 団体の会議が開催されるようであれば会議の場に出向いて、老人クラブ、障害者団体連合会等にヒアリング形式で意見をうかがう。

※ 高齢者、障害者、子育て家庭等については、各福祉部門で実施したアンケート結果を使用する。

6 計画内容（検討事項）

以下の事項について検討し、計画の策定を行う。

- (1) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制
- (2) 「3 社会福祉法改正（1）」の項で挙げた盛り込むべき内容
- (3) 区の地域福祉の基本理念、方向性等
- (4) 現状分析からみえる成果と課題、今後の取り組み及び目標
- (5) 地域における住民、地域団体、事業者等多様な主体の果たすべき役割
- (6) ウィズコロナの時代の新しい生活様式を踏まえた地域福祉のあり方

7 今後のスケジュール

スケジュール（別紙3のとおり）